

第48号議案

久留米市文化財の指定について

上記の議案を提出する。

平成24年9月24日

教育長 堤 正則

提案理由

平成24年9月21日付で久留米市文化財専門委員会に諮問していた久留米市文化財指定申請物件について、同委員会より答申を受けたので、久留米市文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、久留米市文化財に指定しようとするものである。

久留米市文化財の指定について

次のとおり、久留米市文化財の指定をする。

適用条例	種 別	名 称	所 在 地	所 有 者
	記号番号			
久留米市 文化財保護条例 第4条第1項	有形民俗文化財	厨の地藏菩薩 彫像板碑	久留米市 諏訪野町1830-6	久留米市
	有民第27号			

平成24年9月7日

久留米市教育委員会
教育長 堤 正 則 殿

申請者

住 所 久留米市城南町 15 番地 3
氏 名 久留米市長 榎 原 利 則

久 留 米 市 文 化 財 指 定 申 請 書

下記により申請いたします

記

1. 有形文化財、無形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の区別
有形民俗文化財
2. 名 称 厨の地蔵菩薩彫像板碑
3. 保管場所 久留米市諏訪野町 1 8 3 0 番地 6
(原所在地：久留米市東合川町字上 151 番地 1)
4. 所有者および権原に基づく占有者並びに管理責任者又は保持者及び保持団体（以下「所有者等」という。）の氏名（保持団体にあつては代表者）又は名称及び住所
氏名：久留米市
住所：久留米市城南町 15 番地 3
5. 員数及び法量
1 基 高さ：125cm 幅：20～27cm 厚み：19～24cm 材質：安山岩
6. 由来、微証、伝説、作者及び伝来等
当物件は、久留米市東合川町字上 151 番地 1（俚称「厨」）の駐車場内に所在していた。高さ 125cm の自然石の平面を浅く彫り込み、地蔵菩薩立像を彫頭している。表現は簡略で不鮮明である。

半肉彫りの地蔵菩薩像の側面に
「応永廿五年^{戊戌} 十月日」
□□（水玉か？）
「檀那 道秀
左衛門太郎」

の陰刻銘があり、1418年に「道秀」「左衛門太郎」を檀那として製作されたことが判明する。七木（応永3年）、岩井、白口（応永11年）の板碑に見られる「道」の字を共有した宗教集団の一連の造仏活動の一環で建立されたことが判明する点で貴重である。

『寛延記』（江戸時代初期成立）和泉村の項には
「一、石蔵 厨の地蔵、市恵比須と申伝、往古府中厨山安養寺の寺内に有之候由申伝候」とあり、本来は御井町に現存する安養寺にあり、府中の市恵比須であったと考えられる。府中から現在地に移転する契機になった事由として、現在、高良大社に祀られている

7. 現 状

駐車場（覆屋無し）

8. その他参考となる事項

新発見資料であるため、厨の地蔵菩薩彫像板碑を直接紹介した文献・史料はないが、応永地蔵については

坂田健一「応永地蔵」『久留米郷土研究会誌』第10号（昭和56年）

久留米市『久留米市史』第5巻（昭和61年）

久留米市『久留米市史』第13巻（平成8年）

北茂安町『北茂安町史』（平成17年）

鳥栖市 『鳥栖市誌』第3巻中・近世編（平成20年）、第5巻生活民俗編（平成21年）

基山町 『基山町史』下巻（平成21年）

以上の書籍に関係記事がある。

9. 指定理由

久留米市（11基）を中心に、八女郡上陽町（1基）、みやま市瀬高町（1基）、佐賀県みやき町（8基）・鳥栖市（3基）・基山町（2基）に26基が確認され、市内では既に1件の県指定、9件の市指定物件がある地蔵菩薩彫像板碑の新発見例である。

14世紀後半～15世紀前半代の久留米における民間信仰を物語る資料として貴重である。

「厨の地蔵菩薩彫像板碑」に関する調査報告

平成 24 年 8 月 24 日

調査日：平成 24 年 8 月 6 日（月）

所在地：久留米市東合川町 151-1

所有者：久留米市

調査者：元久留米市文化財専門委員会委員 坂田健一氏

調査内容：現地にて目視及び写真撮影による状況調査を実施

（1）厨の地蔵菩薩彫像板碑の大きさ及び材質

高さ：63cm

幅：20～27cm

厚み：19～24cm

材質：安山岩

※幅、厚みとも地表より 5 cm 上にて計測。

（2）保存状況及び物件の概要

1）保存状況

物件は、久留米市東合川町 151-1 の駐車場内に所在する。風雨を遮る覆い屋もなく、駐車場の一角に残っている状態である。

当該地の隣接地である東合川町 151-2 を 1996 年に発掘調査しており、その際の写真に板碑が写っている。この写真から板碑の所在位置を推測すると現在よりも北側にあったと考えられる。そのため、1996 年以降に現在の敷地南端へ動かされていると判断される。

地蔵菩薩彫像板碑は、1996 年に実施した筑後国府跡第 140 次調査の全景写真や遺構写真に写っており、現在の場所より北側の位置に所在し、しかも北面していることがわかる。そのため、1996 年以降に何らかの要因で 3 m 程、南へ移され、東面して建てられている。また、現況では風化による彫刻の劣化、表面の剥落が懸念される。

2 年前に撮影された写真よりも明らかに北側へ傾いており、将来的に倒れることも考えられる。所在地と隣接地が駐車場であることから車の追突による折損が憂慮されることから地権者は板碑の保管・管理が困難であることから現地から移転させ、市に寄贈したいとの意向であった。久留米市は検討の結果、寄贈を受け入れ、市で保管することとした。

2）物件の概要

高さ 60cm の自然石の平面を浅く彫り込み、地蔵菩薩立像を彫頭している。表現は簡略で不鮮明である。側面には願主 2 名と応永 25 年（1418）の銘がある。現在、市内で 9 件の市指定物件、1 件の県指定物件がある応永地蔵板碑の新発見資料である。

半肉彫りの地蔵菩薩像の側面に

「応永廿五」

「檀那 道秀

右衛門太郎」

の陰刻銘があり、1418年に「道秀」「右衛門太郎」を檀那として製作されたことが判明する。七木（応永3年）、岩井、白口（応永11年）の板碑に見られる「道」の字を共有した宗教母団の一連の造仏活動の一環で建立されたことが判明する点で貴重である。

『寛延記』（江戸時代初期成立）和泉村の項には

「一、石蔵 厨の地蔵、市恵比須と申伝、往古府中厨山安養寺の寺内に有之候由申伝候」とあり、本来は御井町に現存する安養寺にあり、府中の市恵比須であったと考えられる。

府中から現在地に移転する契機になった事由として、現在、高良大社に祀られている「府中の石造市恵比寿像」（市指定有形民俗文化財）の存在があると考えられる。

府中では鎌倉時代から市が開かれており、筑後川流域の親市とされている。流域各所の市には、高良社の大祝鏡山家によって、市恵比寿が勧請されている。その一つである「府中の石造市恵比寿像」は鏡山屋敷内の鏡山神社で発見されたもので、府中の市で祀られたものであると考えられる。

『久留米藩社方開基』には、大永年中（1521～1528）「御井郡府中町之市恵比寿勧請仕り候由申し伝へ候」とある。「地蔵菩薩彫像板碑」は、1418年に建立されたと考えられるため、大永年中の市恵比寿は「府中の石造市恵比寿像」であると考えられる。このことから大永年間以前に市恵比寿として祀られていたものが、「厨の地蔵菩薩彫像板碑」であると推測される。「厨の地蔵菩薩彫像板碑」が府中にあったという記述から考慮して「府中の石造市恵比寿像」が新たに勧請されたことによって、移転されたものと考えられる。

また、「クリヤ」についてであるが、「荒木近藤家文書」には、「筑後国苜栗屋口辻固事、」とあり、地名として「栗屋」が存在していたことが窺える。幕末に成立した地誌『筑後国郡誌』に「同所（フルゴフ）の正東にあり。泉村に属す」と考証されており、現在でも「クリヤ」が俚称として残っている。中世の当地区を窺う資料として、中世末頃に成立したと考えられる高良大社所蔵文書の『高良記』があり、その資料の中には「(高良大社) 大祝ノウチトシテ、ソノツカサツカサヲ、ウケトルヤクナリ」として八人の神官の他、「十二人ノオトナ」が記されている。この12人の乙名は「ヲノ、クリハイシ、クリヤ、ユケ、ノナカ、エタミチ、タカノ、クルメ、ホンシ、ヲクマ、コクフ、カウタラク」であり、それぞれ高良大社の大祭に際しての役割分担が挙げられているが、「クリヤ」は「ミコシノヤク」を勤める旨の記述がある。この史料を信頼すれば、この地区には大祭時に御輿を司る程の有力者が存在していたことが窺え、その有力者を支える集落が存在していたことが想定される。

3) 応永地蔵について

地蔵菩薩は、現世利益のほか、死者を救済する仏としても信仰され、平安期以降さかんに造立されてきた。久留米市内最古の地蔵石仏は、正平22年（1367）の銘が確認できる、宮ノ陣町国分寺の自然石図像板碑である。この地蔵菩薩は線刻で彫現され、長方形の枠線で囲むことによって板石を表現している。

この地蔵石仏とは趣を異にするものとして、応永年間に彫顕された浮彫様式のものがある。その技

法は、自然石の平坦面を頭光・身光の大きさに彫りくぼめ、連座に立つ地蔵尊を半肉彫に彫現したものである。表現される容姿の特徴は、面長の面貌と両足首を左右に開きしかも平面的に描写されるものが、応永地蔵の一般的な特徴である。しかし、浮彫の程度には各例、多少の揺れがあり、豊かな半肉彫の彫法を示すもの（一覧表 2・4・5）から下身部に線刻を併用するもの（11）、平彫様式のもの（9・12）まで変化に富む。

応永地蔵一覧表

名称（仮称）		紀年銘		所在地
1	千栗地蔵	明德 2 年	1391	佐賀県三養基郡みやき町千栗
2	七木地蔵	応永 3 年	1396	久留米市長戸石町
3	医王寺地蔵	応永 5 年？	1398？	久留米市寺町医王寺
4	磐井地蔵	応永 11 年	1404	久留米市御井町
5	白口地蔵	応永 11 年	1404	久留米市荒木町白口
6	横馬場地蔵	応永 11 年	1404	久留米市高良内町
7	日輪寺地蔵	応永 22 年	1415	久留米市京町日輪寺
8	厨の地蔵	応永 25 年	1418	久留米市東合川町
9	称名院地蔵	応永 28 年	1421	久留米市大善寺町称名院
10	下野辺田地蔵	応永 29 年	1422	佐賀県嬉野市塩田町
11	中津隈地蔵	応永 31 年	1424	佐賀県三養基郡みやき町
12	徳音寺地蔵	不明		佐賀県三養基郡みやき町徳音寺
13	中島地蔵	不明		久留米市大善寺町中津中島
14	光桂寺地蔵	不明		佐賀県嬉野市塩田町

（3）調査の所見

室町時代の特徴である両足首を左右に開き、平面的に描写されていることから応永地蔵としての特徴を備えている。そのため、有形民俗文化財として指定すべき石造物である。また、石造物の隣に安山岩製の窪みがある石製品が置かれているが、これは厨の地蔵菩薩の台座である可能性が高い。

〈参考文献〉

坂田健一「応永地蔵」『久留米郷土研究会誌』第 10 号（昭和 56 年）

久留米市『久留米市史』第 5 巻（昭和 61 年）

久留米市『久留米市史』第 13 巻（平成 8 年）

水原道範『筑後国府跡 第 140 次調査』久留米市文化財調査報告書第 120 集（平成 8 年）久留米市教育委員会

北茂安町『北茂安町史』（平成 17 年）

鳥栖市『鳥栖市誌』第 3 巻中・近世編（平成 20 年）、第 5 巻生活民俗編（平成 21 年）

基山町『基山町史』下巻（平成 21 年）



筑後国府跡第140次調査全景（北から）



厨の地藏菩薩彫像板碑（1996年8月頃撮影）



指定物件周辺の状況（東から）平成 22 年当時



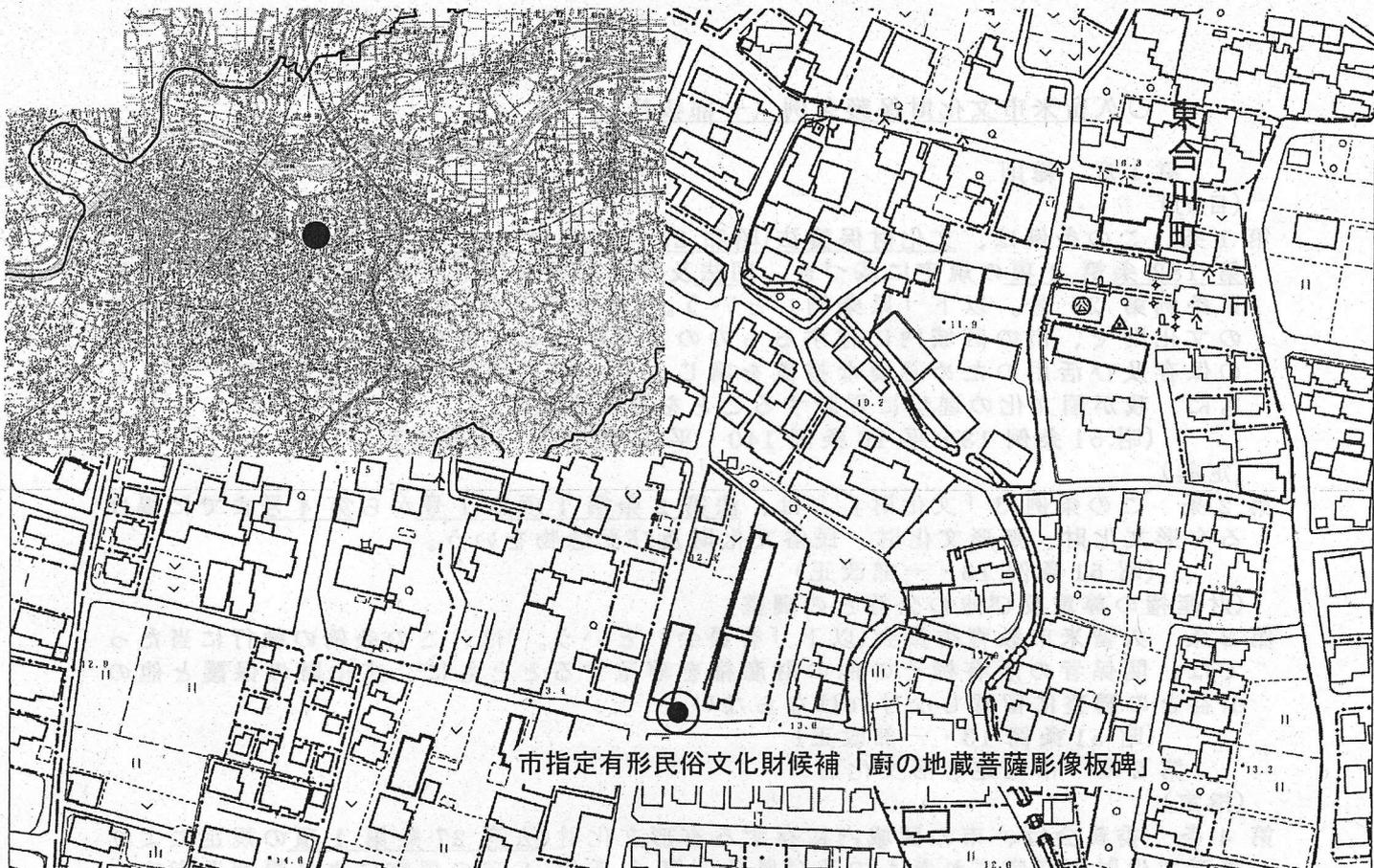
厨の地藏菩薩彫像板碑（東から）



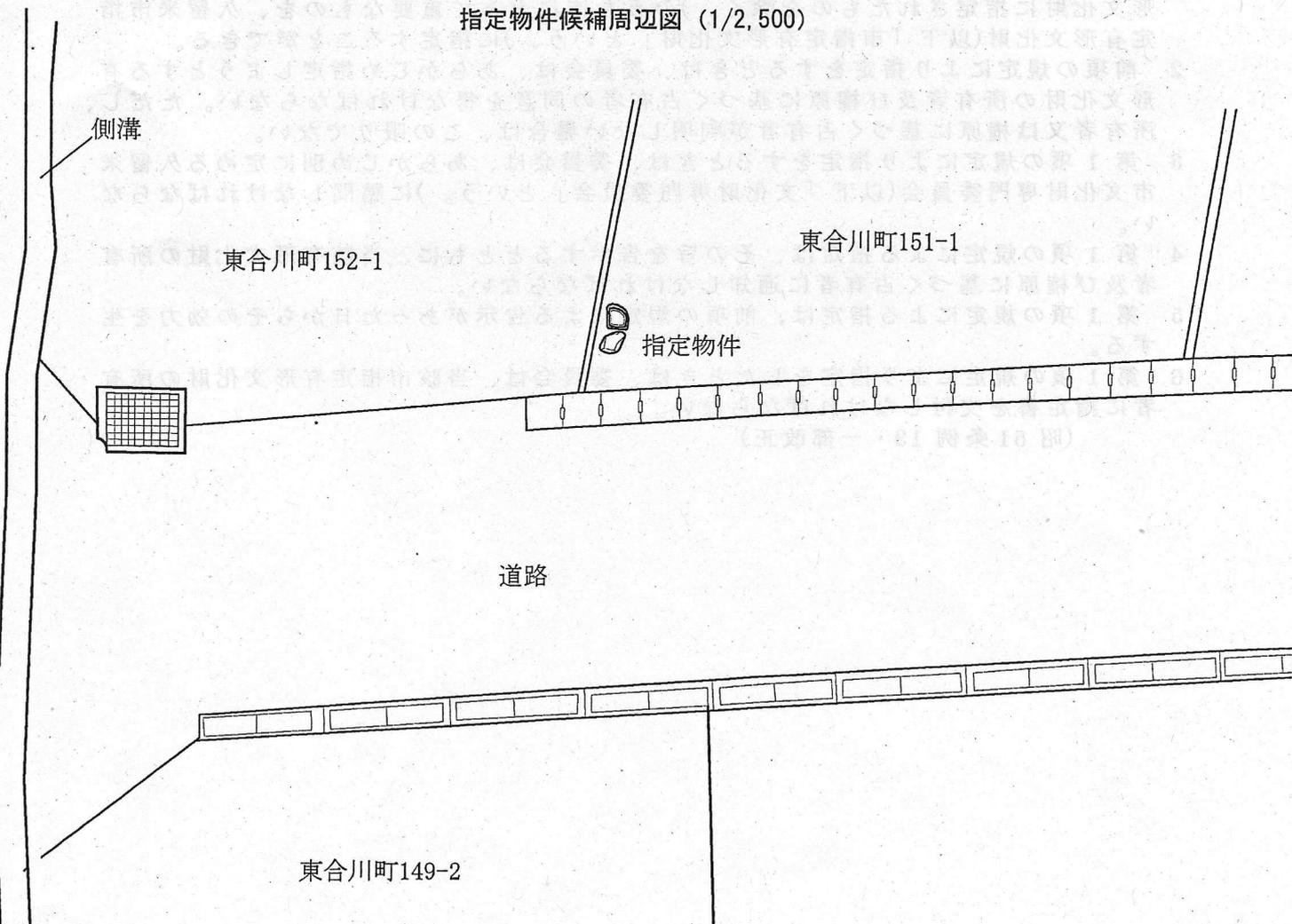
側面の状況（南から）



平成 24 年度の状況



指定物件候補周辺図 (1/2,500)



指定物件周辺図 (1/100)

○久留米市文化財保護条例（一部抜粋）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)
第 182 条第 2 項の規定に基づき、同法及び福岡県文化財保護条例(昭和 30 年福岡
県条例第 25 号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外
の文化財で、市の区域内に存するもののうち市にとって重要なものについて、そ
の保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資すると
ともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

（昭 51 条例 13・平 16 条例 140・平 17 条例 8・一部改正）

（定義）

第 2 条 この条例で「文化財」とは、法第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げ
る有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

（昭 51 条例 13・一部改正）

（財産権の尊重及び他の公益との調整）

第 3 条 久留米市教育委員会(以下「委員会」という。)は、この条例の執行に当たっ
ては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の
公益との調整に留意しなければならない。

（昭 51 条例 13・一部改正）

第 2 章 市指定有形文化財

（指定）

第 4 条 委員会は、市の区域内に存する有形文化財(法第 27 条第 1 項の規定により
重要文化財に指定されたもの及び県条例第 4 条第 1 項の規定により福岡県指定有
形文化財に指定されたものを除く。)のうち市にとって重要なものを、久留米市指
定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定により指定をするときは、委員会は、あらかじめ指定しようとする有
形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、
所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第 1 項の規定により指定をするときは、委員会は、あらかじめ別に定める久留米
市文化財専門委員会(以下「文化財専門委員会」という。)に諮問しなければならない。

4 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有
者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生
ずる。

6 第 1 項の規定により指定をしたときは、委員会は、当該市指定有形文化財の所有
者に指定書を交付しなければならない。

（昭 51 条例 13・一部改正）

教育委員会後援事業等に関する報告

H24.8.18からH24.9.13 受付分まで

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	平成24年8月25日(土) ～8月27日(月)	JALカップ第1回全九州学童 軟式野球大会	久留米市野球連盟	新宝満野球場	後援	体育スポーツ課
2	平成24年9月17日(月)	グラウンドゴルフを楽しむ会	NPO法人城南健康ふれあい 倶楽部	両替町公園	後援	体育スポーツ課
3	平成24年10月8日(月)	第31回久留米市民万歩大 会	久留米ライオンズクラ ブ	百年公園	後援	体育スポーツ課
4	平成24年10月7日(日)	第47回三潁運動会	三潁運動会実行委員 会	三潁農村運動広場	共催	体育スポーツ課
5	平成24年9月1日(土)	第131回九州地区高等学校 野球福岡大会	福岡県高等学校野球 連盟	SC野球場	後援	体育スポーツ課
6	平成24年10月11日(木)	久留米北ロータリークラブ創 立35周年記念講演会(講師 辻井いつ子氏)	久留米北ロータリーク ラブ	石橋文化ホール	後援★	生涯学習 推進課
7	平成24年10月14日 (日)、11月4日(日)、11 月11日(日)、12月2日 (日)、12月16日(日)	在宅ホスピスボランティア養 育講座	NPO法人結の会	みんくる	後援	生涯学習 推進課
8	平成24年10月15日(月)	桂あさ吉ライブinKURUME	Rakugo-in-English 実行委員会	えーるピア久留米 視 聴覚ホール	後援★	生涯学習 推進課
9	平成24年10月26日 (金)、10月27日(土)	「7カ国語で話そう。」～アジ アから世界へ！多言語で広 がる出会いと感動	ヒッポファミリークラブ 久留米		後援	生涯学習 推進課
10	平成24年10月28日(日)	第125回久留米市民ハイキ ング	久留米山岳会	阿蘇市俵山	後援	生涯学習 推進課
11	平成24年10月28日(日)	第42回久留米ちくご大歌舞 伎	久留米ちくご大歌舞 伎実行委員会	久留米市民会館 大 ホール	後援	生涯学習 推進課

12	平成24年10月28日(日)	第11回ポレポレ祭り	ポレポレ祭り実行委員会	出会いの場ポレポレ	後援	生涯学習推進課
13	平成24年10月28日(日) 12:30~17:00	第19回 久留米地区学童保育研修大会	久留米市学童保育所連合会	久留米市立久留米商業高等学校 メディアセンター	後援	学校教育課
14	平成24年10月30日(火) 13:30~16:55	生活習慣病予防等を目指した歯・口の健康づくり調査研究事業	久留米市立小森野小学校	久留米市立小森野小学校	後援★	学校教育課
15	平成24年11月2日(金) 13:00~17:00	福岡県・筑後地区小学校体育研究会(久留米市大会)	筑後地区小学校体育研究会	久留米市立山本小学校	後援★	学校教育課
16	平成24年11月3日(土)、 11月4日(日)	第19回草野まちかど博物館	草野まちかど博物館 実行委員会	まちなみ保存地域(紅桃林区、草野東区、草野西区、矢作区)及び吉木東区、吉木合原区、吉木西区の古民家 庭園 寺社等	後援	生涯学習推進課
17	平成24年11月3日(土)	歌の会(秋季定例会)	父祖の歌をなぞる市民の会	荘島コミュニティセンター2階大ホール	後援	生涯学習推進課
18	平成24年11月4日(日)	出張!!ふれあいどうぶつ広場inうきは祭り	社団法人 浮羽青年会議所	うきは市かわせみホール前	後援	生涯学習推進課
19	平成24年11月7日(水)~ 11月11日(日)	第40回久留米連文書作家展	久留米連合文化会書道部	石橋美術館1階ギャラリー	後援	生涯学習推進課
20	平成24年11月11日(日)	第42回久留米室内管弦楽団定期演奏会	久留米室内管弦楽団	久留米石橋文化センター	後援	生涯学習推進課
21	平成24年11月13日(火)、11月17日(土)、 11月19日(月)、11月20日(火)、11月22日(木)	久留米友の会 家事家計講習会	久留米友の会	サンメッセ鳥栖、えーるピア久留米、サンコア、久留米友の家	後援	生涯学習推進課
22	平成24年11月14日(水) 13:30~17:00	第22回 筑後地区国際理解教育研究大会	筑後地区国際理解教育研究会	久留米市立山川小学校	後援★	学校教育課
23	平成24年11月21日(水)	平成24年度健やか親子フォーラム(福岡県母子保健大会)	福岡県	コスメイト行橋 文化ホール	後援	生涯学習推進課

24	平成24年11月21日(水) 13:20～16:50	平成24年度第64回筑後地区国語 教育研究大会	筑後地区国語教育研究会	久留米市立荒木小学校	後援★	学校教育課
25	平成24年11月23日 (金)、11月29日(木)	第64回西部示現会展	西部示現会	石橋美術館1階	後援	生涯学習 推進課
26	平成24年11月25日(日)	第6回JDカンパニー発表会 (東日本大震災支援チャリ ティー公演)	ジャズダンススタジオ JDカンパニー	久留米市民会館大 ホール	後援★	生涯学習 推進課
27	平成24年11月27日(火) 13:30～17:00	筑後地区小学校算数教育研究大 会(久留米大会)	筑後地区小学校算数教育 研究会	久留米市立御井小学校	後援★	学校教育課
28	平成24年11月27日 (火)、11月28日(水)	モラロジー生涯学習セミ ナー	久留米西モラロジー 事務所	筑邦市民センター 多 目的ホール	後援	生涯学習 推進課
29	平成24年11月27日(火) ～12月2日(日)	第4回久留米連合文化会水 墨画部展	久留米連合文化会 水	久留米市一番街多目 的ギャラリー	後援	生涯学習 推進課
30	平成24年12月15日(土)	“森は生きている”の観劇会	森は生きているを観る 会	久留米市民会館大 ホール	後援★	生涯学習 推進課
31	平成25年2月24日(日) 14:00～16:00	生命の源、海や水への想いを伝え ようプロジェクト ざぶん賞2012(第 11回)	ざぶん賞実行委員会	八女市黒木町地域交流セ ンター「ふじの里」	後援★	学校教育課
32						
33						
34						
35						

平成24年第3回（9月）久留米市議会一般質問回答要旨

質問一覧(教育部関連)

質問議員	質問内容
【個人】	
塚本 弘道 議員	2 通学路安全対策について
市川 廣一 議員	3 学校施設について (1) トイレの改修状況について
甲斐 征七生 議員	3 学校及び公的職場における「パワハラ」について (1) 理解と実態について (2) 今後の対策について
永松 千枝 議員	2 図書行政について (1) 公共図書館と学校図書館について

個人

【質問議員】塚本 弘道 議員

【質問要旨】2 通学路安全対策について

- 【質問趣旨】① 今年5月に国から全国の自治体に、通学路の緊急総点検を行うよう通達が出ている。また、公明党議員団から安全総点検を求める要望書を市へ提出したが、結果はどうだったか。
- ② 通学路の安全点検は、今後どういう形で継続していくのか。
- ③ 今後、ハード・ソフト両面では、具体的にどのような対策を考えているのか。

【回答要旨】1. 経過について

本年4月に、亀岡市（京都府）、館山市（千葉県）及び岡崎市（愛知県）において、登校中の児童等の列に車が突っ込み、死傷者が出るなど、痛ましい事故が相次ぎました。

市内の各小中学校では、これまでも、例年5月から6月にかけて通学路の安全点検を行い、結果を集約していましたが、今年度は、事故が相次いだ状況を受け、この集約を前倒しして行いました。

2. 安全点検の結果と継続について

まず1点目の安全点検の結果ですが、「信号機のない横断歩道で、児童の横断が多い」「見通しが悪く、道幅が狭い」等、危険な箇所が317箇所抽出されました。そのうち、「信号機・横断歩道・カーブミラーの設置」「歩道の整備」等、改善が必要と考えられる箇所が166箇所確認されました。

また、5月末には、文部科学省・国土交通省・警察庁の各省庁から、学校、道路管理者、警察等で通学路の緊急合同点検を実施し、対策必要箇所を抽出するよう通知が来ています。

現在、この合同点検は、一部の箇所での実施にとどまっておりますが、道路管理者や関係機関・関係部署との調整等、一定の整理をかけた上で現地確認を行い、11月頃までには対策案を作成する予定としています。

また、2点目の安全点検の継続につきましては、これまでも各学校で、PTA、見守り隊等、地域の方々と協力して点検を行ってきました。これに加え、今回の合同点検を契機として、道路管理者や警察等を交えて、改善のための定例的な情報交換を行っていきたいと考えています。

3. 今後の対策について

次に、3点目の具体的な通学路の安全対策についてです。まずハード面について、道路管理者や警察等と連携して対応していくこととなりますが、点検により安全対策が必要とされる箇所においては、ガードレールやカーブミラーの設置、路側帯カラー舗装や歩道整備・改良、

信号機や横断歩道の設置等が考えられます。

ソフト面につきましては、児童・生徒に、危険箇所のある道路を迂回して通学させるなどの対策を、既に行っている学校もありますが、点検の結果を踏まえ、今後はさらに、

- ・各学校で児童・生徒と共に作成している「安全マップ」の見直し
- ・交通安全教育の内容見直し
- ・登下校時における通学路の巡回指導の見直し

等により、児童・生徒への交通安全指導や地域の見守り隊との連携を図っていききたいと考えています。

また、久留米市では、セーフコミュニティの認証に向けた具体的な取り組み事項の検討を進めており、学校の通学路の安全確保においても、データ等に基づき行政、市民、地域などが一体となった取り組みを進めていききたいと考えています。

【質問議員】市川 廣一 議員

【質問要旨】3 学校施設について

(1) トイレの改修状況について

【質問趣旨】近年、和式便器中心のトイレから洋式便器中心のトイレへと変わってきているが、これまでのトイレの整備状況はどの様になっているか。また、今後のトイレ改修に関する市の考え方はどうか。

【回答要旨】トイレ整備の状況について

本市における学校のトイレについては、昭和40年代から50年代半ばの校舎建設に併せて、汲み取り式から水洗式へと整備を行いました。

その際、和式便器を主体とし、床面に水をまいて清掃するウエット式のトイレ整備を進めてきました。

その後、生活様式の変化により、公共施設や家庭において洋式便器が主体となってきたことから、近年では、学校のトイレにおいても洋式便器を主体とし、ウエット式よりも清掃面や衛生面で勝るドライ式のトイレ整備を行っております。

今年度は、老朽化が著しい6校において、洋式便器を主体とした改修を行います。そのうち、屋外兼用トイレの改修を行う1校を除いた5校では、ドライ式の改修に取り組んでいるところです。しかし、学校のトイレの量的な問題から、和式便器を主体としたトイレがまだ多く残っている状況であり、その改修については、大きな課題であると認識しております。

トイレの改修方針について

学校のトイレを改修する際には、洋式便器を主体としながらも、他人が座った便座を使いたくないといった声もあるため、複数の便器を設置する場合は、男女別に1箇所の和式便器を設置しております。

また、災害時の避難所としての利用や社会教育活動での利用も考慮し、高齢者や障害者が安心して使用できるように、バリアフリー化に配慮した多機能トイレの設

置など、学校のトイレの環境改善に努めているところです。

トイレは児童・生徒が清潔で、快適に使用できる施設であることが重要だと考えております。今後とも、効率的な財源の確保を念頭に置きながら、学校施設の環境改善に向けて、トイレ整備に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

【2回目質問】 財源等の問題があると思うが、今後の学校トイレ改修の積極的な推進について、再度考えを伺いたい。

【2回目回答】 老朽化が進んだ久留米市の学校施設においては、様々な施設上の課題がある中で、これまで、安心・安全面から耐震化事業を最優先課題として取り組んできました。

その結果、小中学校の耐震化は平成25年度末で100%となる見込みであります。

しかしながら、学校施設については、外壁改修や防水改修など、解決すべき課題は、依然、山積しております。今後は、こうした課題への対応と共に、ご質問にもありましたトイレ研究会の提言を踏まえ、清潔で快適に使用できるトイレの整備にも積極的に取り組む必要があると認識しております。

今後とも、学校施設の整備にあたっては、国の補助制度や地方債の活用など、効率的な財源確保等を図り取り組んでいきたいと考えます。

【質問議員】甲斐 征七生 議員

【質問要旨】 3 学校及び公的職場における「パワハラ」について

- (1) 理解と実態について
- (2) 今後の対策について

【質問趣旨】 パワハラについての市教委の理解と学校への周知状況、心の病での病休者及びパワハラ
の相談件数を尋ねる。

パワハラは、人権問題と位置づけて取り組むべきであり、第三者機関の設置や教職員の時間外勤務把握を進めるべきではないか。

【回答要旨】 パワハラについての市教委の理解と学校への周知状況について

厚生労働省では、今年3月に「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」の報告をまとめて公表し、予防・解決に向けて提言しています。また、県教育委員会では、今年6月にパワーハラスメントの防止についての指針及び手引きが策定されています。これらの中でパワーハラスメントは「職員に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」と定義されたところです。

市教育委員会では、今年6月に県教委作成の指針及び手引きを各学校に配布・周知して、パワーハラスメント未然防止を図るとともに、現在、相談体制の整備等を検討しているところです。

心の病での病休者について

市立学校における平成 23 年度病休者の状況は、精神に起因するものは 29 人となっており、この数年 30 人前後で推移しています。

パワハラ相談件数について

パワーハラスメントの相談件数については、平成 23 年度の市教育委員会への相談は 1 件あります。

今後の対策について

パワーハラスメントは、職員個人の尊厳や人格を傷つけるものであり、人権に関わる課題であると認識しています。また、相談体制については、既存のセクシャルハラスメントの相談体制に準じて整備を検討していきたいと考えております。職員の時間外勤務については、市教育委員会に総括安全衛生委員会を設置し、職場巡視による指導を行っています。さらに毎月各学校から勤務実態報告書を提出させるとともに、長時間勤務を行った職員へは、状況に応じて産業医による面談を行うようにしているところです。

【2 回目質問】 ①パワハラ防止の周知・徹底について

②相談の第 3 者機関の設置について

③時間外勤務について

【2 回目回答】 ①パワハラは、職員個人の尊厳や人格を傷つけるものでありますので、パワーハラスメント防止の指針及び手引きの内容について、定例校長会や教頭会、そして校内の職員研修の機会を通して継続して周知・徹底を図っていきます。

②第 3 者機関をということではありますが、パワーハラスメント防止の相談体制については、セクシャルハラスメント相談体制と同様に、校長、教頭、主幹教諭、養護教諭等の各職の委員に、人事主幹などの関係者で構成することを検討しているところです。

③時間外勤務については、職員個人ごとに把握できるようになっておりますので、管理職による指導・助言、校内の衛生委員会の活動を通じて、時間外勤務の縮減に努め、教育現場の職場環境の向上に努めていきます。

【3 回目質問】 ①パワハラ防止には、職員が気軽に指摘できる雰囲気が必要だが、いかに周知・徹底を図るか。

②第 3 者機関でなければ、被害者を救えない。相談体制をどうするのか。

【3 回目回答】 ①職場でパワーハラスメントを起こさないために重要なことは、職員一人一人が上司や部下、同僚の間で、コミュニケーションを適切かつ積極的に行うことがパワハラ未然防止につながります。このような職場となるように、継続してパワーハラスメント防止の指針や手引きの内容を周知・徹底していきます。

②相談体制については、セクシャルハラスメントに準じて検討

しているところであり、別の相談窓口も設置されていることから、総合的な体制づくりを考慮し検討していくことを考えています。

【質問議員】永松 千枝 議員

【質問要旨】 2 図書行政について

(1)公共図書館と学校図書館について

【質問趣旨】 学校図書館運営の充実はどのように図られているのか。また、「平成24年度からの学校図書館関係の地方財政措置」に対する対応をどのように考えているか。

【回答要旨】 1 学校図書館運営の充実について

久留米市では、学校図書館の活用を促進し読書活動の充実を図るため、司書教諭の配置を進めています。平成 20 年度から専任の非常勤職員として、学校図書館司書を全校に配置しています。平成 23 年度からは、学校図書館司書の長期休業中の勤務日数を増やす等の勤務条件の改善も行っています。この結果、「蔵書点検が進んだ」「新学期への準備が進められた」こと等が挙げられており、児童生徒の読書意欲を喚起する環境整備につながったものと考えております。

また、学校図書館の実務に関する日常的な支援を行うために、平成 22 年度から学校教育課に学校図書館支援員を配置しております。本市では蔵書管理を 100%電子化しておりますが、支援員の巡回指導を通して正確な蔵書管理を進めるとともに、図書の陳列方法の改善、読書を促すポスター等の積極的な作成・掲示等、学校図書館内外の環境整備を進めているところです。

さらに、学校図書館司書の資質向上にあたって、「学校図書館司書研修会」を年間 3 回実施し、著作権への配慮、児童生徒の図書委員会活動への効果的な関わり方等への理解を深めております。また、司書教諭と学校図書館司書との効果的な連携による図書館教育の充実を図るため、合同研修会も開催し、実践発表や講話による研修を行っています。これらは、平成 25 年度に本市で実施予定の「小学生読書リーダー活動推進事業」の円滑な実施にも資するものと考えています。

2 「平成 24 年度からの学校図書館関係の地方財政措置」への対応について

次に、国の「学校図書館関係の地方財政措置」につきましては、全国的に見て、

- ・学校図書館図書標準を達成した学校の割合は増加したが、十分な水準とは言えない。
- ・各学校で新聞を活用した学習を行うための環境整備が不十分である。
- ・学校図書館担当職員を配置する必要性が強く認識されている。

といった現状を受けて、これらの改善を目指した財政措置が講じられています。

久留米市におきましては、既に全校に学校図書館司書を配置する等、学校図書館充実を図っておりますが、さらに、国が示す地方財政措置の趣旨を十分に生かしながら検討したいと考えています。

平成24年第3回（9月）久留米市議会一般質問回答要旨
 質問一覧（市民文化部関連）

質問議員	質問内容
＜個人＞	
古賀 敏久 議員	1 補助金について (1) 財団法人久留米市体育協会における不祥事についての現状認識と再発防止に向けた改善の取り組みについて
永松 千枝 議員	1 行政における社会教育と生涯学習について (1) 市長部局と教育委員会における社会教育の実態と実情は (2) 生涯学習の基本的方策について 2 図書行政について (1) 公共図書館と学校図書館について

個人

【質問議員】古賀 敏久 議員

【質問要旨】1 補助金について

(1) 財団法人久留米市体育協会における不祥事についての現状認識と再発防止に向けた改善の取り組みについて

【質問趣旨】 久留米市体育協会の不祥事について、原因究明に基づき、現在、どのような再発防止策を実施しているのか教えてほしい。

【回答要旨】 まずはじめに、今回の不祥事は、久留米市の外郭団体である財団法人久留米市体育協会の信用を著しく失墜させたものであり、市議会をはじめ関係者や市民の皆さまに多大なご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

1 不祥事の概要

今回の不祥事は、体育協会の職員であった嘱託職員が、経理を担当する立場を悪用し、平成6年2月から平成24年6月にかけて、体育協会等の資金9,520万円を不正に流用していたことが7月初旬に発覚いたしました。今回判明した被害額4,881万円につきましては、事件発覚後、全額弁済されております。

体育協会では、嘱託職員を平成24年7月25日付けで懲戒免職とし、8月6日付けで久留米警察署に業務上横領容疑で刑事告発しているところです。

2 不祥事の原因について

今回の不祥事の原因としましては、

- (1) 長年、経理業務を1人の職員に担当させ、通帳や印鑑が適切に管理されていなかったこと。
 - (2) 管理監督者が定期的な通帳や出納簿の確認をしていないなど、管理監督者の日常のチェック体制が不十分であったこと。
 - (3) 物品購入時に節約を求めるなど、勤務態度に実直であり、嘱託職員の勤務態度から、不正を働くような人物に見えなく信頼していたこと。
 - (4) 通帳の預金を相互に流用して、本来あるべき金額に合わせて残高証明をとっていたなど不正の方法が巧妙であったこと。
- と考えています。

3 再発防止策について

久留米市体育協会では、不正発生の原因を踏まえ、

- (1) 印鑑・通帳の別管理の徹底
- (2) 複数の職員による現金の出金・入金状況の確認
- (3) 税理士による月次検査
- (4) 定期的な事務分掌の見直しによる、担当業務の硬直化の防止
- (5) 法令遵守や倫理観などに関する研修の充実
など再発防止に向けて取り組んでおります。

また、久留米市といたしましても、

- (1) 久留米市体育協会補助金交付要綱の見直し、整備
- (2) 交付申請や実績報告時の調査及び補助金にかかる必要な調査の適宜実施
- (3) 適切な管理体制への指導
など健全な補助金の執行に向けて取り組んでまいります。

今回の不祥事を厳粛に受け止め、今後、このようなことが2度と起こらないよう、全力を挙げて再発防止に取り組むとともに、市議会をはじめ関係者や市民の皆さまの信頼回復に努めていきたいと考えております。

【質問議員】 永松 千枝議員

【質問要旨】 1 行政における社会教育と生涯学習について

- (1) 市長部局と教育委員会における社会教育の実態と実情は

【質問趣旨】 平成初期に「社会教育」から「生涯学習」へと、概念の流れが強まっていた。市でも課名が変更され、教育委員会から市長部局に担当課も移った。そのために本来の社会教育の重要性が薄らいできているのではないか。

【回答要旨】 1 組織の経過

平成3年、生涯にわたって学習する機会の充実が求められた状況のなか、市の組織について、当時の社会教育課を生涯学習課に名称変更し、市民の積極的な学習推進を図ってきました。

また、平成17年の広域合併に伴う組織見直しの際、関連する施策推進との連携を深め、事業の効率的効果的な推進を図るため、教育委員会所管事務のうち社会教育関連分野について、市長部局による補助執行で行うこととしたところです。

なお、事業実施に当たりましては、教育委員会会議への出席など、教育委員会との連携を行いながら、取り組みを進めています。

2 社会教育の実態と実情

「社会教育」については、社会教育法第2条において「学校の教育課程と

して行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動」と定義されています。

生涯にわたって学習できる環境を構築することが重要であり、生涯学習センターや各公民館等で、シニアカレッジや高齢者学級などの各種講座を開催しております。特に社会教育事業としては、「少年の翼」等の青少年向けの事業、「なるほど人権セミナー」等の各種人権講座の開催、校区コミュニティ組織での学習活動支援などを行っております。

また、北野図書館、六ツ門図書館の開館を始めとする社会教育施設の整備充実に努めてまいりました。

3 今後の方針

従来から生涯学習の「学びたい人に学ぶ機会を提供する」という生涯学習の概念のもと事業を進めているところですが、学習参加者の固定化や社会教育団体への加入率の問題などの課題もあるのが現状です。また、学ぶゆとりの無い方々など、真に社会教育を必要とされる方々への支援が行き届かないのではないかという課題も指摘されています。

今後とも、このような課題を踏まえ、様々な困難を抱えている方をはじめ、学習ニーズを抱える方へより魅力ある学習プログラムと効果的な学びの場を提供し、社会教育を含む生涯学習の推進に努めてまいります。

【質問議員】永松 千枝 議員

【質問要旨】 1 行政における社会教育と生涯学習について

(2) 生涯学習の基本的方策について

【質問趣旨】 平成7年に生涯学習基本構想が出て20年近くになる。この20年で人も社会も変わってきている。新たな基本的方策が必要ではないのか。(1回目)

【回答要旨】 1 経緯

ご指摘のとおり久留米市生涯学習基本構想の策定から一定期間が経過し、この間、平成13年のえーるピア久留米の開館や、平成17年の広域合併、また、近年では総合支所所管地域を含め、市内全小学校区でのまちづくり組織の発足など、生涯学習・社会教育に関する環境も変化しています。

また、平成18年の教育基本法の改正で、第3条として新たに生涯学習の理念が規定されたほか、家庭教育や社会教育、学校・家庭・地域住民等の連携協力など、生涯学習・社会教育に係る規定の充実も図られました。

2 今後の方針

いわゆる団塊世代の方が職を離れ、地域参画を深めていく契機ができてい

くなか、市民が生涯にわたって、個々の興味関心、また、それぞれの地域課題等に沿って何かを学び続ける生涯学習の理念は、今後も重要なものだと考えています。

また、現在、社会の絆の再構築が求められているなか、地域課題の理解促進やまちづくりへの参加意欲の喚起など、社会教育の重要性が改めて再認識されてきたのではないかと考えます。

いずれにしても、このような社会情勢の変化に対応し、市民の学習ニーズや社会的ニーズを踏まえた、生涯学習推進の基本的方策の策定の必要性がありますので、今後、検討を進めていきたいと考えています。

【2回目質問】 社会には様々な課題がある。生涯学習を振興するうえでも、それら課題の解決にむけた社会教育が重要ではないか。今を切り拓く生涯学習振興方策はあるのか。

【2回目回答】 1 生涯学習・社会教育の必要性について

平成20年2月の中央教育審議会答申において、社会の変化や社会の要請に対応できるようにするため、生涯にわたって各個人のニーズに応じて学習を継続することのできる環境整備の必要性が指摘されました。

また、先の東日本大震災でも、「人々の絆づくり」の重要性が改めて認識されたところ です。そのような中、地域課題に即して、人々が集い、学びあい、交流する場として大きな役割が、生涯学習・社会教育に求められており、その重要性を十分認識しております。

2 方策の推進にむけて

市では様々な生涯学習振興施策を実施しておりますが、平成23年度から各校区コミュニティ組織も全市的に整備され、協働のまちづくりに向けて、市民に身近な学びの場を広げる契機になっております。

基本的な生涯学習方策の策定にあたりましては、多様な学習機会の提供を通しての生きがいくくりやまちづくりなどの地域課題の解決に向けて学びの成果が反映できるよう、社会教育を含む生涯学習推進の取組みを今後なお一層強めてまいりたいと考えています。

【質問議員】 永松 千枝 議員

【質問要旨】 2 図書行政について

(1) 公共図書館と学校図書館について

【質問趣旨】 久留米市立図書館は直営運営で充実したサービスがなされているが、人材がまだ十分に生かされていない部分もあるのではないかと。
地域館運営はどのようになされているのか。

【回答要旨】 1 図書館運営について

久留米市立図書館につきましては、運営の効率化及びサービス向上の視点から、司書資格を有する任期付非常勤職員を採用し、きめ細やかな図書サービスができる図書館運営を行っております。

また、平成22年には正規職員の司書採用を行い、職員体制の強化を図っております。

これらの人的資源を生かすため、今後とも計画的な研修や採用、配置に努めます。また、さまざまな視点から検証を行い、図書館運営の効率化やサービスの充実に取り組めます。

2 地域館運営について

地域館につきましては、館内運営の総括をする専任の館長とサービスの実務を担う司書資格を有した任期付非常勤職員を配置し、それぞれの地域の特色を生かした資料収集を行うなど、地域に密着した図書館運営を行っております。

また地域館では、中央館と地域館館長会議や実務担当者会議などを定期的に行い業務の標準化を行うとともに、中央館と地域館との人事交流を通して、相互の連携を図っております。

地域館の運営につきましては、今後とも久留米市全体として一体的な運営を行うと同時に、地域の特色を生かし、さらに効果的なサービスに努めてまいります。

平成24年度生涯スポーツ功労者表彰の受賞について

●生涯スポーツ功労者

文部科学省では、地域または職場におけるスポーツの健全な普及及び発展に貢献し、地域におけるスポーツ振興に顕著な成果をあげたスポーツ関係者を毎年「生涯スポーツ功労者」として表彰している。

受賞者 久留米市野球連盟 理事長 中村 敏治（なかむら としはる）

表彰式 『平成24年度生涯スポーツ功労者表彰式』

日程：平成24年10月5日（金）

会場：中央合同庁舎第7号館3階講堂（東京都）

【参考】

中村 敏治氏の主な功績及び経歴

〔功績〕

昭和61年 久留米市顕彰者表彰受賞

平成20年 久留米市功労者表彰受賞

平成22年 （財）福岡県体育協会表彰受賞

〔経歴〕

平成3年～現在 久留米市野球連盟 理事長

平成5年～現在 （財）久留米市体育協会 評議員

平成8年～現在 久留米市スポーツ推進審議会委員

平成15年～現在 （公財）福岡県体育協会 評議員

平成24年～現在 全日本軟式野球連盟 執行役員

歴代受賞者数

平成24年度受賞者数（全国）：男性134名、女性26名 計 160名

平成23年度受賞者数（全国）：男性131名、女性28名 計 159名

※昭和33年～平成23年の期間に、4, 208名が受賞している。

過去の久留米市からの受賞者

平成22年 久留米市スポーツ少年団長 長野 農夫男

平成16年 福岡県体育協会常務理事等 厨 義弘

学校・関連団体等の大会成績及び表彰の報告

● 久留米市立久留米商業高等学校 珠算・電卓部 全国大会優勝

全国高等学校珠算・電卓競技大会「電卓競技」で団体優勝
部長の竹内愛美さんが同じく「電卓競技」で個人優勝

- 大会名称：第59回全国高等学校珠算・電卓競技大会
- 開催日時：平成24年7月31日（火）
- 会場：東京都立大田桜台高等学校

● 久留米市立久留米商業高等学校 大淵教諭 教職員剣道大会優勝

教職員剣道大会「個人戦高校・大学・教育委員会の部」で優勝
同部での優勝は福岡県勢では52年ぶりの快挙

- 大会名称：第54回全国教職員剣道大会
- 開催日時：平成24年8月12日（日）
- 会場：山形市総合スポーツセンター

● 朗読録音奉仕者 富安さん 表彰を受ける

久留米市中央図書館から推薦した、久留米市立図書館音訳ボランティアの富安多恵子さんが、「朗読録音奉仕者感謝の集い」で表彰を受けた。

視覚障害者の知識・教養に不可欠な朗読録音図書作成に奉仕した方々の功績をたたえるもの。

主催（社会福祉法人）日本盲人福祉委員会・（財団法人）鉄道弘済会共催

- 大会名称：第42回朗読録音奉仕者感謝の集い 九州地区表彰
- 開催日時：平成24年9月12日（水）
- 会場：北九州市ステーションホテル小倉

吉 野 の 博 秀 ひ 又 野 丸 会 大 の 等 本 回 重 調 ・ 対 宅

久留米商高珠算・電卓部 市長に成績報告

「電卓競技」団体全国V 竹内さん、個人戦制す

久留米市立久留米商業高校（久留米市南1、吉本大次郎校長）の珠算・電卓部が先月31日に東京であった全国高等学校珠算・電卓競技大会に出場し、「電卓競技」で団体優勝した。また、部長の3年、竹内愛美さん（17）も個人優勝を果たすなど好成績を収めた。同校選手は16日、市役所を訪れ、榎原利則市長に優勝を報告した。

大会には、各都道府県予選を勝ち抜いた商業高校などが出場。珠算競技と電卓競技に分かれて計算の技を競った。久留米商は、竹内さんを中心に3年、久富紗世さん（17）、2年生の松岡亜里沙さん（16）が電卓競技団体に臨んだ。

昨年は、団体戦3位だったが、今年は市販の問題集を更に高度化した計算式を解くなど、猛練習を積み、念願の優勝を果たした。

電卓競技の個人戦は竹内さんが優勝したほか、松岡さんは2位、久富さんは3位に輝いた。竹内さんは「メンタル面で成長できた」と優勝を振り返った。また、珠算競技団体戦でも6位に入った。報告を受けた榎原市長は「久商の名を全国に広めていただき非常にうれしい。素晴らしい経験を大きな糧にして進学・就職に頑張ってもらいたい」と激励した。

【松尾雅也】



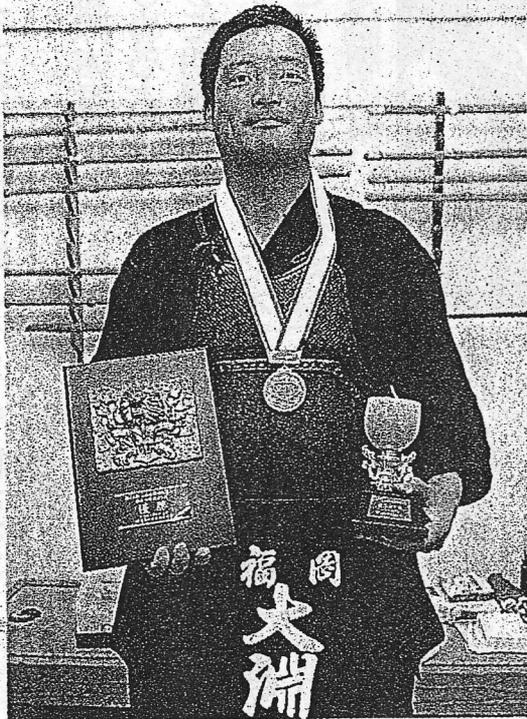
榎原市長（後列中央）に大会成績を報告した久留米商業高校珠算・電卓部

大淵教諭（久留米商業高）日本一に

9/8/24 引面
 教職員剣道大会 「次は生徒を全国へ」

久留米商業高校（久留米市南一丁目）の教諭で、剣道部を指導する大淵量さん（39）が、8月12日に山形市で開かれた「第54回全国教職員剣道大会」の個人戦高校・大学・教育委員会の部で初優勝した。同部での優勝は県勢では52年ぶりの快挙。大淵さんは「うれしいが、この歳で優勝できたことに自分が一番驚いている」と話した。

大淵さんは団体戦のメンバーとして過去6回、全国出場の経験があるが、個人戦は今回が初めて。県予選で3位になり、全国行きを決めた。39歳という年齢は大会出場者の中で上から5番目。「体力やスピードで若い選手には敵わない。勝ちを意識せず、自分の実力を出すことだけを心掛けた」と、ベテランらしく落ち着いて大会目。3回戦では、全国警察剣道大会での優勝経験もある神奈川県代表の有力選手と対戦。延長の末に挑んだ。



全国教職員剣道大会で優勝した大淵量さん

破って勢に乗った。その後は順調に勝ち進み、決勝は一本勝ちで栄冠をつかんだ。

教員生活17年。普段の部活動では「自ら打ってみせる」と、一緒に稽古を繰り返して技術を磨いてきた。その生徒たちは7月の玉竜旗高校剣道大会男子の部で、1942年大会以来のベスト16入りを果たした。山形では1日で決勝まで進むという試合日程だったが、「中途半端な成績では生徒に顔向けできない」と自分を奮い立たせた。

だから自身の栄冠も「生徒に感謝です」と言い、「来春の全国高校選抜剣道大会に、生徒を県代表として出場させたい」と次の目標を語った。

9/3
読売
筑後版

朗読録音奉仕者の
富安さんたたえる

北九州で感謝の集い

視覚障害者が小説や随筆に親しめるように、テープやCDに朗読を録音するボランティアの功績をたたえようと、「第42回朗読録音奉仕者感謝の集い」（鉄道



感謝状を受け取る富安さん

弘済会など主催、読売光と愛の事業団など後援）が12日、北九州市小倉北区のホテルで開かれた。

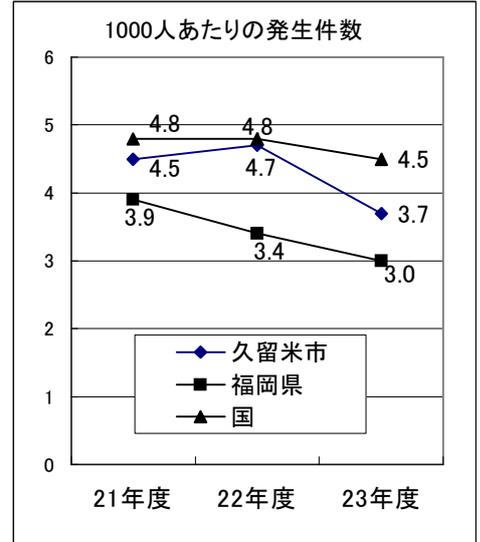
九州各県の特別支援学校や図書館などが計24人、3団体を推薦。この中から、活動年数や録音時間、聞きやすさなどを基に、地区表彰などに選ばれた久留米市山川町、富安多恵子さん（68）ら5人と、1団体に感謝状と記念品が贈られた。

平成23年度児童生徒問題行動等調査結果について

1 暴力行為について

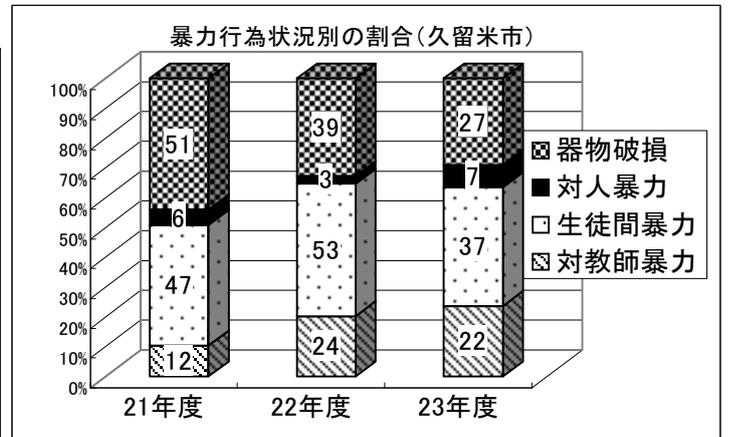
(1) 発生件数及び発生率（1000人あたりの発生件数）

		学校種	暴力行為数	合計	発生率	小中発生率
H21	市	小学校	8	116	0.5	4.5
		中学校	108		12.8	
	県	小学校	68	1,615	0.2	3.9
		中学校	1,547		11.4	
	国	小学校	7,115	50,830	1.0	4.8
		中学校	43,715		12.1	
H22	市	小学校	4	119	0.2	4.7
		中学校	115		13.9	
	県	小学校	73	1,387	0.3	3.4
		中学校	1,314		9.7	
	国	小学校	7,092	50,079	1.0	4.8
		中学校	42,987		12.0	
H23	市	小学校	5	93	0.3	3.7
		中学校	88		10.5	
	県	小学校	66	1,230	0.2	3.0
		中学校	1,164		8.6	
	国	小学校	7,175	46,457	1.0	4.5
		中学校	39,282		10.9	



(2) 暴力行為状況別の割合（%）

		対教師暴力	生徒間暴力	対人暴力	器物破損
H21	市	10.3	40.5	5.2	44.0
	県	15.7	56.1	2.6	25.6
	国	15.1	54.8	2.6	27.5
H22	市	20.2	44.5	2.5	32.8
	県	18.6	60.1	3.2	18.1
	国	16.8	54.9	2.9	25.4
H23	市	23.7	39.8	7.5	29.0
	県	18.4	58.1	4.4	19.1
	国	4.9	65.8	1.1	28.2

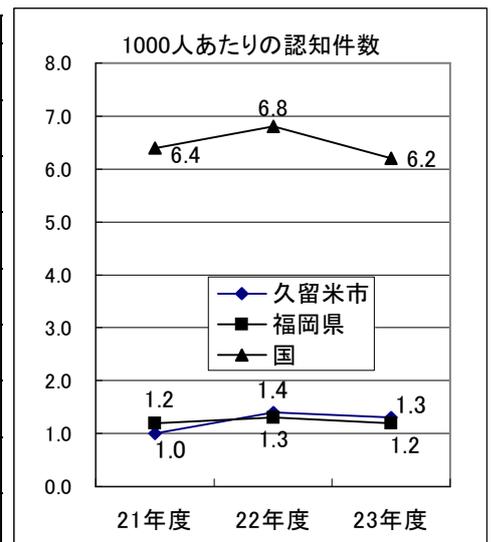


※グラフ内数字は件数

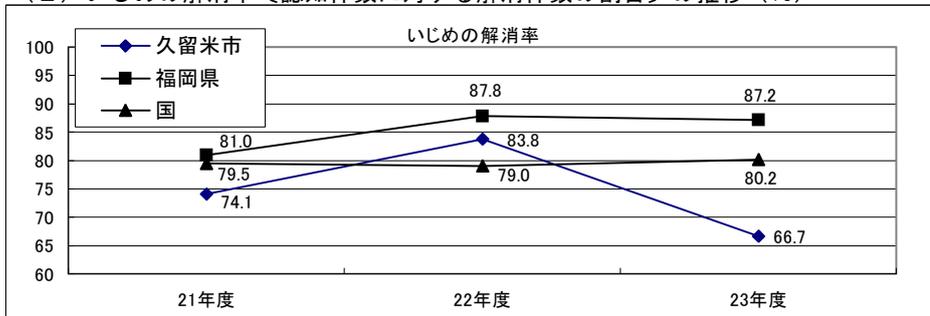
2 いじめについて

(1) いじめ認知数及び認知率〔1000人あたりの認知件数〕

		学校種	認知件数	合計	認知率	合計
H21	市	小学校	10	27	0.6	1.0
		中学校	17		2.0	
	県	小学校	191	490	0.7	1.2
		中学校	299		2.2	
	国	小学校	34,766	66,877	4.9	6.4
		中学校	32,111		8.9	
H22	市	小学校	12	36	0.7	1.4
		中学校	24		2.9	
	県	小学校	173	534	0.6	1.3
		中学校	361		2.7	
	国	小学校	36,909	70,232	5.3	6.8
		中学校	33,323		9.3	
H23	市	小学校	6	33	0.4	1.3
		中学校	27		3.2	
	県	小学校	150	475	0.5	1.2
		中学校	325		2.4	
	国	小学校	33,124	63,873	4.8	6.2
		中学校	30,749		8.6	



(2) いじめの解消率〔認知件数に対する解消件数の割合〕の推移（%）



(3) いじめの態様別の割合 (%)

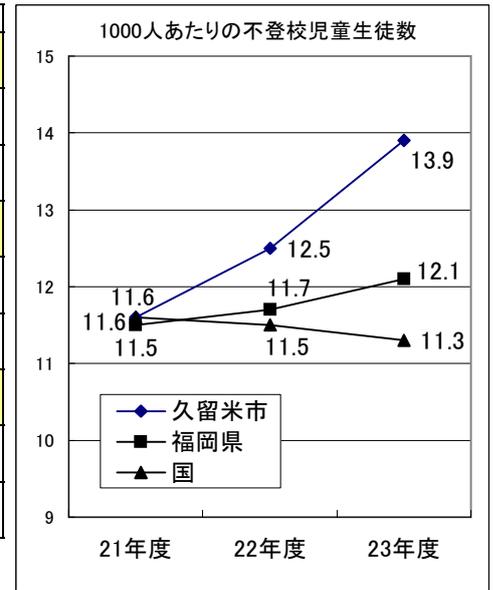
区 分	市		県		国	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	66.6	55.6	73.3	64.6	65.9	67.2
仲間はずれ、集団による無視をされる。	16.7	22.2	28.8	11.7	22.6	17.9
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	50.0	37.0	26.7	35.1	24.1	19.7
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	16.7	11.1	11.3	15.1	6.0	7.1
金品をたかられる。	0.0	3.7	9.3	5.2	1.7	2.3
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	16.7	11.1	6.7	7.7	11.5	8.7
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	0.0	18.5	11.3	19.4	6.4	6.9
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	0.0	0.0	3.3	4.0	1.1	5.3
その他	33.3	11.1	6.7	6.2	3.9	2.6

いじめ認知件数に対する割合で複数回答可。

3 不登校児童生徒について

(1) 不登校児童生徒数及び不登校児童生徒の出現率 (1000人あたりの不登校児童生徒数)

	市	学校種	不登校数	合計	出現率	小中出現率
		中学校	263	31.3		
	県	小学校	754	4,786	2.7	11.5
		中学校	4,032		29.6	
	国	小学校	22,327	122,432	3.2	11.6
		中学校	100,105		27.7	
	市	小学校	51	320	2.9	12.5
		中学校	269		32.5	
	県	小学校	812	4,825	2.9	11.7
		中学校	4,013		29.7	
	国	小学校	21,675	114,798	3.2	11.5
		中学校	93,123		27.3	
	市	小学校	45	353	2.6	13.9
		中学校	308		36.8	
	県	小学校	912	4,964	3.3	12.1
		中学校	4,052		29.9	
	国	小学校	22,622	117,458	3.3	11.3
		中学校	94,836		26.4	



(2) 不登校になったきっかけと考える状況別の割合 (%)

区 分	市		県		国		
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	
学校に係る状況	いじめ	0.0	4.9	1.1	2.2	1.6	2.1
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	28.9	26.6	10.9	19.7	10.0	15.8
	教職員との関係をめぐる問題	11.1	6.5	3.4	2.9	3.2	1.5
	学業の不振	11.1	13.3	6.6	12.7	7.5	8.8
	進路にかかる不安	0.0	5.8	0.1	2.1	0.4	1.2
	クラブ活動、部活動への不適応	0.0	2.9	0.2	3.3	0.2	2.2
	学校のきまり等をめぐる問題	0.0	13.3	0.9	7.9	0.7	2.4
	入学、転編入学、進級時の不適応	2.2	10.4	3.4	4.7	2.6	2.7
家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化	4.4	12.0	11.7	8.3	10.2	4.9
	親子関係をめぐる問題	31.1	23.7	24.1	15.6	19.8	8.7
	家庭内の不和	8.9	7.8	6.3	5.9	5.3	3.6
本人に係る状況	病気による欠席	11.1	12.7	18.6	11.5	10.2	7.5
	あそび・非行	2.2	15.3	2.0	14.6	1.3	12.0
	無気力	24.4	27.6	24.9	26.0	22.6	25.4
	不安などの情緒的不安	26.7	20.1	20.3	19.3	33.4	24.6
	意図的な拒否	4.4	4.5	3.4	5.4	5.0	4.9

複数回答可。不登校児童生徒数に対する割合。

刑法犯少年の検挙補導状況

1. 刑法犯少年検挙補導人員(居住地別)

(人)

	平成21年	平成22年	平成23年	21年・23年比較	備 考
全 国	108,311	103,573	94,312	87.1%	
福岡県	6,080	6,102	5,316	87.4%	23年全国順位ワースト5位
久留米市	367	288	362	98.6%	21年～23年県順位ワースト3位

2. 少年非行者率(少年人口10歳～19歳までの1,000人当たり)

(人)

	平成21年	平成22年	平成23年	21年・23年比較	備 考
全 国	8.9	8.6	7.9	88.8%	
福岡県	12.3	12.6	10.7	87.0%	23年全国順位ワースト4位
久留米市	11.8	9.3	11.8	100.0%	

3. 少年再犯者率

	平成21年	平成22年	平成23年	21年・23年比較	備 考
全 国	31.3%	36.5%	32.7%	104.5%	
福岡県	36.6%	34.5%	36.8%	100.5%	
久留米市	37.2%	28.7%	31.3%	84.1%	

4. 少年シンナー検挙補導人員

(人)

	平成21年	平成22年	平成23年	21年・23年比較	備 考
全 国	467	268	114	24.4%	
福岡県	115	58	42	36.5%	12年連続ワースト1位
久留米市	15	0	4	26.7%	ピーク平成15年111人

5. 少年万引き検挙補導人員

(人)

	平成21年	平成22年	平成23年	21年・23年比較	備 考
全 国	36,974	36,158	33,459	90.5%	
福岡県	1,486	1,392	1,349	90.8%	
久留米市	75	37	40	53.3%	

刑法犯少年検挙補導状況（居住地別・県警本部資料）

（人）

		19年	20年	21年	22年	23年	19年・23年 比較
凶悪犯	殺人	0	0	1	0	0	
	強盗	1	2	4	0	2	200.0%
	放火	0	0	3	1	0	
	強姦	0	0	0	1	2	
	計	1	2	8	2	4	400.0%
粗暴犯	暴行	3	12	2	0	4	133.3%
	傷害	19	16	18	10	26	136.8%
	脅迫	0	0	0	3	4	
	恐喝	12	14	2	5	9	75.0%
	計	34	42	22	18	43	126.5%
窃盗犯	万引き	53	67	75	39	42	79.2%
	オートバイ盗	42	43	45	40	83	197.6%
	自転車盗	52	49	49	43	41	78.8%
	ひったくり	3	0	9	3	1	33.3%
	その他	20	16	9	21	26	130.0%
	計	170	175	187	146	193	113.5%
知能犯		0	11	0	2	0	
風俗犯		4	1	2	2	0	0.0%
占有離脱物横領		245	157	117	108	101	41.2%
その他		35	28	31	10	21	60.0%
合計		489	416	367	288	362	74.0%
前年比較			85.1%	88.2%	78.5%	125.7%	

※窃盗犯のその他・・・自動販売機荒し、車上荒し、部品荒し、客室荒し等

知能犯・・・・・・・・詐欺、横領

占有離脱物横領・・・盗難等にあった放置自転車等を横領する

その他・・・・・・・・器物損害、住居侵入、盗品所持、公務執行妨害等

※初発型非行・・・万引き、オートバイ盗、自転車盗、占有離脱物横領の4つの総称で、検挙補導者の約75%～80%を占める。

明星中学校ふれあい教室における蜂刺され事故について

久留米市立明星中学校では、9月13日（木）から14日（金）にかけて、1年生4学級147名の集団宿泊訓練（ふれあい教室）を実施しました。

初日の13日、目的地である宗像市のグローバルアリーナ（民営の多目的スポーツ総合施設）に到着した後、付近の新立山（しんたてやま・標高325.7m）に登山し、午後、下山する途中、下山道近くに巣を作っていたと思われるスズメバチに、生徒10人と教師1人が刺されました。

刺された生徒と教師は、救急車で3つの病院へ搬送され、治療を受けました。生徒のうち1人は10カ所以上、残り9人は1、2カ所刺されており、教師は6、7カ所刺されていましたが、全員軽症との診断でした。

校長は、大事をとって、刺された10人の生徒を帰宅させましたが、そのうち7人は翌14日の朝、ふれあい教室に復帰しています。残りの3人の生徒も週明けの18日（火）から元気に登校しています。

地域学校協議会会長等研修会について

1 目的

本市教育施策や地域学校協議会の趣旨等についての理解を深める場を設定することにより、各学校の地域学校協議会のより効果的な運営実施を図るとともに、本市学校教育の円滑な推進と発展に資する。

2 研修日程・内容等

- (1) 研修主題 地域学校協議会の役割と今後の方向性
- (2) 期 日 【中部】平成24年10月9日（火曜日）
【東部】平成24年10月10日（水曜日）
【南部】平成24年10月26日（金曜日）
- (3) 会 場 【中部】小中学校部会 西国分小学校 図書室
【東部】小中学校部会 北野小学校 多目的ホール
【南部】小中学校部会 筑邦西中学校 多目的ルーム

3 対象者

地域学校協議会会長、小中学校の校長または教頭

4 日程及び内容

日 程	内 容
13:15	受付
13:30	開会行事
13:40	研修1（講話） 「地域学校協議会の役割と今後の方向性」 久留米市教育委員会 学校教育課 指導主幹 桑野 洋志
14:30	
14:40	研修2（実践報告） 「小・中学校地域学校協議会の活動について」 小学・中学校地域学校協議会
15:10	研修3（協議） 「地域学校協議会の活性化を目指して」
15:40	閉会行事
15:50	

5 持参物

平成24年度地域学校協議会の年間計画（20部）
※ 研修3（協議）での資料として御準備ください。様式は問いません。

「学校規模等に関するアンケート」について

1. 目的

児童数の減少により学校の小規模化が進む中、今後の小規模校のあり方について、保護者、教職員及び地域学校協議会委員にアンケート調査を行い、意識、意向及び考え方等を聴取することにより、今後の検討のための参考とする。

2. 概要

(1) 対象学校

- ① 複式学級編制となっている学校(浮島小学校)
- ② 複式学級編制となる見込の学校(下田小学校、大橋小学校、草野小学校)
- ③ 1 学年 1 学級の学校(11 校)*

※山本小学校、船越小学校、水縄小学校、水分小学校、竹野小学校、川会小学校、柴刈小学校、弓削小学校、大城小学校、金島小学校、青木小学校

上記①～③の合計 15 校

(2) 対象者

① 保護者

小規模校への対応という点に焦点化するので、小規模校における課題について、一定の理解や関心を持ちやすい保護者を対象とする。

・保護者は 1 名に記載を求める。保護者数(見込) 1,200 名程度

② 教職員

小規模校が抱える課題等について認識を持っている教職員に対し、教育の専門的な見地から、現在の児童数・学級数についての評価や、今後の望ましいあり方について意見等を求める。

・対象学校の教職員(校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭。)

教職員数：10 名程度×15 校=150 名

③ 地域学校協議会委員

学校運営に参画している地域学校協議会委員に対し、現在の児童数・学級数についての評価や、今後の望ましいあり方について意見等を求める。

・地域学校協議会委員は、校長やその他の教職員を除く全員に記載を求める。地域学校協議会委員数：1 校あたり 10 名程度×15 校=150 名

上記①～③の合計 1,500 名程度

(3) **実施期間**

平成 24 年 10 月 1 日（月）～12 日（金）

(4) **実施方法**

対象学校を通じて配付・回収

(5) **アンケートの構成**

- ① 現在の学級数及び児童数についての評価を把握する。
- ② 全市的な教育課題として、複式学級について周知するとともに、複式学級に対する認識について把握する。
- ③ 学校の小規模化が進むことについての課題意識を把握するとともに、課題を解決するための具体的方法(小規模特認校、統廃合)についての意向把握や意見等の聴取を行う。

学校規模等に関するアンケート

久留米市教育委員会

このアンケートは、児童数の減少により小規模化が進む小学校の今後のあり方を検討する上での参考とするため、市立小学校のうち、1学年1学級以下の小学校に在学する児童の保護者の方等を対象として実施するものです。

みなさまのご意見が、今後の検討を進める上で、とても貴重なものとなります。ご意見を伺いながら、未来を担う子どもたちにとって「より良い」教育環境を構築していければと考えております。お手数ですが、みなさまの率直なご意見をいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、本アンケートの集約結果については、上記目的についてのみ利用するものとし、それ以外の目的には利用いたしません。

- アンケート提出期限 平成24年10月12日(金曜日)まで
- 提出方法 専用封筒に入れて、封をしてご提出下さい。
- 提出先 保護者は、学級担任へ(きょうだいがいる場合は一番上の子どもの学級担任へ)
地域学校協議会委員は、学校事務室へ

はじめに、あなた自身についておたずねします。(該当するものに○をつけてください)

(ア) 保護者 (年生)

(注) きょうだいがいる場合は一番下の子どもの学年を記入してください。 以下の設問についても一番下の子どもの学年・学級のことについてお答えください。

(イ) 教職員(管理職)

(ウ) 教職員(管理職以外)

(エ) 地域学校協議会委員

次のページにお進み下さい。

I. 児童数および学級数について

現在、市立小学校の中で、児童の数が著しく少なく、国の定める基準により2つの学年が1つの学級で授業をする「複式学級」のある学校が1校（浮島小）あります。

教育委員会における今後の市立小学校児童数の推計では、平成26年度には、この「複式学級」のある学校が2校（下田小・大橋小）増え、平成30年度にはさらに1校（草野小）増える見込みです。

また、平成30年度にはクラス替えができない6学級（1学年1学級）以下の学校は16校になる見込みです。

《参考》

国が定める法令によりますと、小学校の児童数の標準は「1学級40人（第1学年は35人）」、学級数の標準は「1学年あたり2～3学級（1学校あたり12学級～18学級）」となっています。

問1 あなたの学校の、現状の1学級あたりの児童数についてどう思いますか。（あなたの考えに最も近いもの1つに○をつけてください）

(ア) 適 当 (イ) 多 い (ウ) 少 ない

問2 問1で選んだ項目について、そう思う理由は何ですか。

問1で(ア)「適 当」を選んだ方(そう思うものすべてに○をつけてください)

(ア) 児童一人ひとりに目が行き届いた、きめ細かな指導が期待できる。

(イ) 運動会や文化発表会などの学校行事等において、児童一人ひとりの個別の活動機会が増える。

(ウ) 児童相互の人間関係が深まりやすい。

(エ) 集団の中で多様な考え方に触れ、互いに磨きあい、競いあう機会が多い。

(オ) 体育のチーム競技や音楽の合唱・合奏等の集団での教育活動に活気が生じやすい。

(カ) その他

--

問1で(イ)「多 い」を選んだ方(そう思うものすべてに○をつけてください)

(ア) 児童一人ひとりに目が行き届いた、きめ細かな指導が期待しにくい。

(イ) 運動会や文化発表会などの学校行事等において、児童一人ひとりの個別の活動機会が少なくなりやすい。

(ウ) クラスとしての一体感が生まれにくい。

(エ) その他

--

問1で(ウ)「少ない」を選んだ方(そう思うものすべてに○をつけてください)

- (ア) 集団の中で互いに磨きあい、競いあう機会が少なくなりやすい。
- (イ) 体育のチーム競技や音楽の合唱・合奏等の集団での教育活動に制約が生じやすい。
- (ウ) 多くの児童と学習・生活・遊びを通して学びあう機会が少なくなる。
- (エ) その他

--

問3 あなたの学校の、現状の学年の学級数についてどう思いますか。(あなたの考えに最も近いもの1つに○をつけてください)

- (ア) 適 当
- (イ) 少ない

問4 問3で選んだ項目について、そう思う理由は何ですか。

問3で(ア)「適 当」を選んだ方(そう思うものすべてに○をつけてください)

- (ア) 児童一人ひとりに目が行き届いた、きめ細かな指導が期待できる。
- (イ) 運動会や文化発表会などの学校行事等において、児童一人ひとりの活動機会が増える。
- (ウ) 児童相互の人間関係が深まりやすい。
- (エ) 集団の中で多様な考え方に触れ、互いに磨きあい、競いあう機会が多い。
- (オ) 体育のチーム競技や音楽の合唱・合奏等の集団での教育活動に活気が生じやすい。
- (カ) その他

--

問3で(イ)「少ない」を選んだ方(そう思うものすべてに○をつけてください)

- (ア) 集団の中で互いに磨きあい、競いあう機会が少なくなりやすい。
- (イ) 体育のチーム競技や音楽の合唱・合奏等の集団での教育活動に制約が生じやすい。
- (ウ) クラス替えができず、多くの児童と学習・生活・遊びを通して学びあう機会が少なくなりやすく、人間関係が固定化する場合もある。
- (エ) その他

--

次のページにお進み下さい。

Ⅱ. 複式学級について

「複式学級」とは、児童の数が著しく少ない場合において、国が定める基準により2つの学年を1つの学級にし、1人の担任が指導するものです。2つの学年が1つの学級になりますが、副担任などは配置されません。

小学校では、2つの学年の合計が16人以下の場合に複式学級になります。ただし、1年生を含む場合は8人以下の場合に複式学級になります。

例：1年生4人、2年生5人、3年生10人の学校の場合

1年生と2年生の合計が9人で、8人を超えるため、1・2年生の複式学級にはなりません。2年生と3年生の合計が15人になるため、2・3年生が複式学級になります。

一般的に、複式学級は、個別の指導がしやすく、教職員と子ども達、子ども同士の親密な関係が築かれやすいといったメリット(利点)が挙げられています。

一方で、集団の中で多様な考え方に触れる機会や、互いに磨きあい、競いあう機会が少なくなりやすいこと、また、学校独自の校外学習(宿泊体験学習等)、音楽・体育等の集団での教育活動(合唱・合奏・チーム競技等)が行いにくいといったデメリット(短所)も挙げられているところです。

市内では、現在、全学年複式学級の学校が1校あり、今後は少子化等により複式学級になる学校がさらに増えていく見込みにあります。

問5 複式学級(複数の学年を1つの学級にすること)による学級編制を行うことについてどう思いますか。(あなたの考えに最も近いもの1つに○をつけてください)

- (ア) 複式学級であっても、子どもの教育に不安はない。
- (イ) 複式学級は、子どもの教育にやや不安がある。
- (ウ) 複式学級は、子どもの教育にとっても不安がある。
- (エ) その他

--

問6 問5で選んだ項目について、そう思われる理由は何ですか。

問5で(ア)「複式学級であっても、子どもの教育に不安はない。」を選んだ方(そう思うものすべてに○をつけてください)

- (ア) 児童一人ひとりに目が行き届く。
- (イ) 運動会や文化発表会などの学校行事等において、児童一人ひとりの活動機会が増える。

(ウ) 児童相互の人間関係が深まりやすい。

(エ) その他

--

問5で(イ)「複式学級は、子どもの教育にやや不安がある。」、(ウ)「複式学級は、子どもの教育にとっても不安がある。」を選んだ方(そう思うものすべてに○をつけてください)

(ア) 集団の中でお互い磨きあい、競いあう機会が少なくなりやすい。

(イ) 体育のチーム競技や音楽の合唱・合奏等の集団での教育活動に制約が生じてしまう。

(ウ) クラスのメンバーが固定化し、多くの児童と学習・生活・遊びを通して学びあう機会が少なくなる。

(エ) その他

--

次のページにお進み下さい。

Ⅲ. 今後の望ましいあり方について

教育委員会では、児童数の減少により小規模化が進む小学校について、どのような対応をすべきか検討を進める必要があると考えています。

他の自治体では、小規模化に対応するために、「学校の統廃合」や、「希望すれば市内どこからでも通学ができる制度（小規模特認校）」などの方策が採られているところもあります。

問7 教育委員会の推計では、児童数が減少し、あなたの学校も小規模化が進む可能性があります。このことについて、どう思いますか。（あなたの考えに最も近いもの1つに○をつけてください）

(ア) 現状のままでよい（何もしなくてかまわない）。

⇒(ア)を選択された方は、アンケート終了です。ご協力ありがとうございました。

(イ) 小規模化に対応するための方法を早急（1年以内）に検討すべき。

⇒(イ)を選択された方は、問8へお進み下さい。

(ウ) 小規模化に対応するための方法を時間をかけて検討すべき。

⇒(ウ)を選択された方は、問8へお進み下さい。

(エ) その他

⇒(エ)を選択された方は、問8へお進み下さい。

問8 小規模化に対応する方法について、どのような方法が望ましいと思いますか（あなたの考えに最も近いもの1つに○をつけてください）

(ア) 校区は基本的に現状どおりとし、小規模校について地元校区以外からの通学を認める制度など児童数を増やす検討を行うべき。

(イ) 校区は基本的に現状どおりとし、(ア)以外の方法で、児童数を増やす方法の検討等を行うべき。

(ウ) 学校の統廃合を検討すべき。

(エ) その他

小規模化に対応する方法についてお考えがありましたら自由にご記入ください。

問9 小規模化に対応する方法を検討するにあたり、どのような点に配慮すべきだと思いますか。

(当てはまるものすべてに○をつけてください)

- (ア) 児童の通学(時間・距離・方法・安全性)に関すること (例：スクールバスの運行など)
- (イ) 各校独自の教育活動や、地域文化の継承など
- (ウ) 保護者・地域住民等との十分な協議
- (エ) 地域コミュニティ活動との関係
- (オ) (学校を統廃合すると仮定した場合の) 学校施設の整備や空き校舎の活用方法
- (カ) その他

問10 学校規模等に関する意見を自由にご記入ください。

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

【お問合せ先】 久留米市教育委員会 教育部総務および学務課
〒830-8520 久留米市城南町 15 番地 3
[電話] 0942-30-9213 (教育部総務) 0942-30-9217 (教育部学務課)
[ファックス] 0942-30-9719
[メールアドレス] kyouso@city.kurume.fukuoka.jp

久留米市教委

4小学校で複式学級

18年度 アンケートで対応検討

少子化による児童数の減少に伴い、久留米市内の市立46小学校のうち、すでに複式学級がある浮島小を含め、2018年度までに4小学校で複式学級を抱える見込みであることが、市教委の調べ

小規模校の保護者や教員などにアンケートを行う。

国と県の基準では、2学年の合計が16人以下（1年生を含む場合は8人以下）になると、教員数を削減されるため、異なる学年が同じ教

※

※

室で学ぶ「複式学級」を編成せざるを得なくなる。複式学級を抱える浮島小（城島町浮島）の全校児童は22人。「1・2年」と「3・4年」、「5・6年」の三つの複式学級で授業を行っている。

市教委の推計では、今後も市内の児童は減少し、14年度には下田小（城島町下田）と大橋小（大野小（草野町）がそれぞれ複式学級を持つ見込み。また、全学年が1学級ずつでクラス替えがで

きない小規模校はすでに14校（下田、大橋、草野を含む）あるという。市教委は10月、これらの小学校の保護者、教員、学校運営に参加する地域学校協議会委員の約1500人を対象に、小規模校に対する認識などを調

べるアンケートを実施。学級の児童数は適当か▽複式学級編成をどう思うか―など10項目への回答を求める。市教委は「アンケートの結果を、小規模校への対応の検討材料にした」としている。